

(第一類 第五号)(附属の一)

衆議院 第三百三回国会 大蔵委員会 地方行政委員会 文教委員会 農林水産委員会 社会労働委員会 運輸委員会

昭和六十年十一月二十八日(木曜日)

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事	熊谷	理事	熊川
理事	中川	理事	堀之内久男君
理事	上田	理事	沢田
理事	坂口	理事	広君
卓三君	秀直君	理事	次男君
力君		理事	隆君
理事	米沢		

理事	船田元君
委員長	田川青木
理事	山原健二郎
理事	有島誠一郎
理事	正久武重
理事	田中直利
理事	玉沢徳一郎
理事	衛藤征士郎
委員長	今井一
理事	農林水産委員会

理事	島村	北川	正恭君
理事	小川	中西	瀧澤
理事	國彦君	江田	五月君
武田	宣伸君	續介君	幸助君
一夫君			

農林水産省經濟局長	後藤 康夫君
林野庁長官	田中 恒寿君
運輸大臣官房国 有鐵道再建総括 審議官	棚橋 泰君
運輸大臣官房國 有鐵道部長	中島 嘉二君
自治省行政局公 務員部長	中島 忠能君

地方行政委員会	島村 幸雄君
調查室長	矢島錦一郎君
大藏委員會調查室長	
文教委員會調查室長	高木 高明君
社會労働委員會調查室長	石川 正暉君
農林水產委員會 調查室長	門口 良次君
運輸委員會調查室長	荻生 敬一君

本日の会議に付した案件
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第一回国会閣法第八一号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第一回国会閣法第八四号)
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第一回国会閣法第八二号)
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第一回国会閣法第八三号)

○越智委員長 これより大蔵委員会地方行政委員会文教委員会農林水産委員会社会労働委員会運輸

委員長 阿部 文男君

委員会連合審査会を開会いたしました。

内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。藤波内閣官房長官。

○藤波国務大臣 国鉄共済年金については、財政調整五ヵ年計画の終わる昭和六十四年度までは、政府として、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようにいたします。以上につきましては、昭和六十一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入ることといたします。

なお、昭和六十五年度以降分につきましては、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置いたします。

して人件費に匹敵するような数字になるという事態が発生をいたしております。そういう事態に対する正しい認識が政府の中にならないままに、共済年金については現在の施策の欠陥を放置いたしまして事態を進めてきた責任は極めて重要であります。

第一には、最も歴史の古い国鉄共済年金、その非常に大きな情勢の変化に基づく危機的な状況に対処する認識の態度ですが、この国鉄共済年金が完全にパンクをいたしますと、これを契機にいたしまして日本の各分野において縦割りの年金制度は行き詰まってまいります。年金不信というのではなく、政府には欠陥があるのでないか、私は政治不信につながるものであつて、高齢化社会に対応いたしまして全国民が非常に大きな関心を持つておりますから、こういう点については十分留意を怠らぬ年金に対する根本的な認識の態度といふものに、政府には欠陥があるのでないか、私はこういう点を指摘をせざるを得ないわけでございます。

そこで、今示されました統一見解に対しまして、順次その内容を明らかにするために質疑をしてまいります。

本文中、国鉄の自己努力というふうに表現をいたしておりますが、自己努力とは一体何か。またその中には国鉄の財産処分等を含んでおるのかどうかという点を第一に質問いたします。

○竹下国務大臣 「国鉄の自助努力」とは、今の時点で明確にすることは難しい問題でございますが、当然今御発言がありましたように資産処分等を含めて検討をさせていただく、こういうことでございます。

○大原委員 この国鉄の自己努力の問題につきましては、今まで私初め各委員から関係委員会等において指摘をされましたように、国鉄再建監理委員会の意見にいたしましても、それを受けた閣議決定にいたしましても、あるいは政府の行政執行の基本的な態度にいたしましても、国会において十分審議を尽くして国鉄の将来をどうするかという問題の決定がない以前から、再建プラン、意見書の内容を既成の事実としてどんどん事態を進めてまいりました。その結果といたしまして、例えば昭和五十九年度の関係の数字を見てみましても、退職金と共に年金の激増、これが一兆円を超える、そ

いわけでございまして、私も議論いたしましたが、保険料負担の限界は国際的な水準は一二%ですか、合計いたしまして二四%。ですから、もうほとんど限界に近づいておるわけであります。短期の保険掛金、そして所得税、住民税を合計いたしますと可処分所得は激減をするわけであります。したがって、自己努力の中には今までと同じようにのんべんだらりとではなしに、日本の社会保障をどうするかということで、給付と負担の公平を議論いたしておるわけですから、自己努力の中に組合員の保険料の引き上げやあるいは給付についての不当な切り下げ、そういうふうな問題があつては年金改革の方向と矛盾をいたすわけでござりますから、こういう点については十分留意をしてそのようなおそれのないように対処すべきであると考えますが、いかがでござりますか。

○竹下国務大臣 ただいま御指摘の点は、この問題を解決するために最も重要な問題でござりますので、十分検討させていただくつもりでございますから、「諸般の検討を加え」というふうにございますが、いつかがでござりますが、いかがでござりますか。

「諸般の検討を加え」というふうにございますが、これまでのところではございませんが、この問題については今日以降の国会においては、必ずしも「諸般の検討を加え」という問題は、あると考えますが、いかがでござりますか。

○竹下国務大臣 ただいま御指摘の点は、この問題を解決するために最も重要な問題でござりますので、十分検討させていただくつもりでございますから、「諸般の検討を加え」というふうにござりますが、いかがでござりますか。

○大原委員 十分検討するという意味は、私が指摘をいたしました趣旨を尊重して検討する、こう

いうふうに理解をしてよろしいかどうか。

○竹下国務大臣 そのとおり御理解いただいた結果構でございます。

○大原委員 次に、国鉄再建プランは申し上げま

したように既成の事実としてどんどん進んでおる

わけですが、この問題については今日以降の国会

において徹底的に審議されるると思います。しか

し、既成の事実としてどんどん進んでおるそういう

事態に対して共済年金制度をどうするか、国鉄

が二十、それ以上の企業体に分散するというふう

な事態もあるわけですから、この問題について

この点については私も先般の質問以来指摘をいた

しておりますが、例えば国鉄の掛け金といふのは一割を超えておるわけであります。二十五万円の所得の人は二万五千円の掛け金を払つておるわけでござります。厚生年金、他の共済年金に比較をいたしまして、倍とは言いませんけれども、かなり高

いわけがござりますが、これは現時点でも申し上げましたとおりに国鉄共済問題に大きな影響を与えることは事実でありますので、とにかく六十一年度中五ヵ年間の支払いに支障が生じない、そういう結論を得て、そしてその後具体的な立法作業に入るということをお答えいたしたとおりでござりますので、私どもも認識を等しくいたしております。

○大原委員 国鉄の自己努力の内容につきましてはやや明らかになりました。また、国の負担につけておる年金に対する根本的な認識の態度といふものに、政府には欠陥があるのでないか、私は

お答えいたしたとおりでござりますので、私どもも認識を等しくいたしております。

○竹下国務大臣 まず、先ほど藤波官房長官から

しましても、歳入欠陥が生ずる、パンクするという事態がこの審議を通じて明確になつたわけあります。そのような人員削減の仕方が不當なものであるということについては言うまでもないことです。何らの受け皿のない事態においてそういう事態が進むということは絶対に納得できない考えであります。

そういう財政再建五カ年計画、特にその中の六十四年まで、その間の問題については、国共審の答申にも、もうこれ以上の負担は先においてもできないし、上積みもできない。地共審は、地方公務員連合会において内部の調整をどんどんして連合体で救済措置をつくつておるわけであるから、その上に救済措置はできない。農林共済、私学共済等においてもそれぞれ考え方を表明いたしておるところであつて、各大臣の答弁がばらばらであったということがそれを示しておるわけであります。大臣の御答弁の趣旨は、この財政調整計画中の昭和六十三年以降の問題について、明確に他の年金制度との財政調整はない、こういうふうに私は理解をいたしますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

○竹下国務大臣 私がこの場でときどき連帯といふようなことを申し上げました。私は連帯といふことはまさに理論的にはあり得ると思いますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、今私の念頭にまずそれがありきということではございません。

○大原委員 私も申し上げましたように、今、基礎年金を導入いたしましたその内容の是非は別といたしまして、公的年金一元化が一步進んでおるわけであります。そして、二階の報酬比例部分について、給付と負担、開始年齢等についての整合性、バランスをとろう、官民格差を解消しよう、こういう改革の目標があるわけであります。国の施策の結果といたしまして生じました国鉄共済年金の大きな歳入欠陥について処理をする場合において、そういう方向に矛盾する方向で、その趣旨に反するような他共済の援助を期待することは、

しましても、歳入欠陥が生ずる、パンクするという事態がこの審議を通じて明確になつたわけあります。そのような人員削減の仕方が不當なものであるということについては言うまでもないことです。何らの受け皿のない事態においてそういう事態が進むということは絶対に納得できない考えであります。

そういう財政再建五カ年計画、特にその中の六十四年まで、その間の問題については、国共審の答申にも、もうこれ以上の負担は先においてもできないし、上積みもできない。地共審は、地方公務員連合会において内部の調整をどんどんして連合体で救済措置をつくつておるわけであるから、その上に救済措置はできない。農林共済、私学共済等においてもそれぞれ考え方を表明いたしておるところであつて、各大臣の答弁がばらばらであったということがそれを示しておるわけであります。大臣の御答弁の趣旨は、この財政調整計画中の昭和六十三年以降の問題について、明確に他の年金制度との財政調整はない、こういうふうに私は理解をいたしますが、見解を明らかにしていただきたいと思います。

逆に言うならば、理論的にもおかしいと私は思つております。したがつて、今の大臣の答弁につい

ては、理論的にいう問題については、私も理論を持っておるわけです。しかし、現実の問題で、財政調整できのう以来ニュース等で国民が非常な関心を持つておる点については、これははつきりと大臣は否定をされた、そういうように理解をしてよろしいか。

○竹下国務大臣 昨日は連合審査ではございませんでしたが、大蔵委員会の際にも申し上げたわけございまして、今大原委員の御主張の趣旨は私がお答えした趣旨と相反するものではないと考えております。

○大原委員 ああいう報道が出るところに、具体的にそれがどういうようなことを言つたというよう

うなけしからぬことがあるのだけれども、この問題は後にいたしまして、質問を進めます。

「諸般の検討を加え」、「など」ということでござりますが、なぜ「諸般の検討を加え」という言葉をつけたのか。國の負担と國鉄の自己努力、これでいいはずではないか、こう思われるわけですが、具体的に「諸般の検討」とは何を意味しておるのか、お答えをいただきたい。

○竹下国務大臣 「諸般の検討」ということにつけましては、現時点で明確にこれとこれとこれが「諸般の検討」の対象でございますということを申し上げることは非常に難しい問題でござりますが、例示として申し上げますならば、積立金の処理等の諸般の検討を行うということかなと思つております。

○大原委員 現在、國鉄共済年金には四千億円余

の積立金があるわけですが、それは既定のルール

に従つてほとんど運用されておりまして、現金は

ないはずであります。回収いたしまして現金化す

るという方法等も考えられておると思いますが、これはほとんど期待できないと今まで政府あるい

は國鉄当局も答弁をいたしております。

次に、「昭和六十一年度中に結論を得」、といふ

ことでございますが、つまり第一項の処理に当た

つて「昭和六十一年度中」という期間を付したこ

とは、これは歴史的であると思ひます。その期間

中に検討を加えて必要な立法措置を講ずるという

わけですが、この問題の処理に当たつては、各方面

が十分納得できるような民主的なものにすべき

であると思ひます。これについてお考えを聞かせてもらいたい。

○藤波国務大臣 御趣旨を体しまして、政府とし

て國鉄共済問題について責任を持つて検討でき

る、これはただいま委員御指摘のように、各方面

の納得のいく合意が必要でござりますから、そ

いつた合意を形成いたしましたために検討する場を

考えてまいりたい、このように考えております。

○大原委員 政府のお答えのうちの第三項目に

「なお、昭和六十五年度以降分」と—財政調整

計画は六十年から六十四年まであります。この

期間中における非常に大きな計画の欠陥が政府

の責任において出たということを中心に議論をいたしました。

そこで、今までの質疑応答を踏まえまして、総理大臣にお答えいただきたいと思います。

統一見解の第三項に、「なお、昭和六十五年度以降分について、その後速やかに対策を講じ、支

払いの維持ができるよう措置いたします。」とあ

ります。この問題を含めまして、今まで官房長官

あるいは大蔵大臣等との間におきまして展開いた

しました質疑応答、それを踏まえて総理大臣の御

見解を伺いたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 ただいま大原委員にお答

えいたしました官房長官並びに大蔵大臣の見解

と、私は同じ見解でございます。

なお、六十五年以降の問題につきましては、非

常に重大な問題でござりますので、広く、深く、

よく検討を加えまして慎重に行いたい、そう考え

ております第でござります。

○大原委員 特に総理大臣の御意見を聞きたい点

は、今までの議論でわかるように、國鉄共済年金

に対する認識、そういうものが足りないだけでは

なしに、高齢化社会を迎えることから

波及する他への影響あるいは年金に対する不安、

こういうものを非常に大きく譲り出してきましたこと

は、年金に対する施策というものがあらゆる施策

に先行すべき問題である、そういう面において後

手後手になつたという今日までの経過だけではな

い。私も七月二十五日以来、与党側から協力を求

められ、閉会中の審査の問題については厚生年金

の例等があつて、これはあいまいな形になる場合

が多いので断るけれども、審議をするに当たつて

重要な問題点については、こちらの方から積極的

に問題を提起いたしまして審議の充実を期する、

そういう方針で協力をいたしたわけであります。

しかし、何回答弁をされても、何回議論をいたし

ましても、政府の中において統一できない。土地

場に来てこういう統一見解が出た、そういうこと

は極めて遺憾な事態であります。

昭和六十五年以降の問題は極めて重要な問題で

ございまして、國家公務員共済審議会は、月に千

二百円で一万五千円、多い者は毎月三千円、四千

円も出しております、もうこれ以上はと言つてはいる。

昭和六十五年以降の問題は極めて重要な問題で

ございまして、国家公務員共済審議会は、月に千

二百円で一万五千円、多い者は毎月三千円、四千

円も出しております、もうこれ以上はと言つてはいる。

しては、年金問題は国民最大の関心事であるだろうと思ひます。御趣旨に沿いまして努力いたした

いと思します。
○大臣委員 以上、統一見解に直接関係のある問題につきまして、質疑を通じまして見解の内容を明らかにしてきたわけでございます。なお、これらの方の問題については後の質問とも関係ございますけれども、一応この問題につきましてはピリオードを打ちまして、次の質問に移りたいと思います。
政府は、昭和七十年公的年金の一元化につきま

して闇議決定し、しばしばこれを引用いたしまして、年金改革の目標を説明いたしておるわけでござります。しかしながら、昭和七十年公的年金の一元化という問題についての内容やスケジュール、日程については全く明らかになつていないのでございまして、施策いたしましては極めて状況でございまして、私は思います。

自民党的年金調査会は、昭和六十五年は全員が國鉄共済を統合するというように言つたわけですが、これは農林共済、私学共済を含めて四つの共済全部で國鉄共済の救済をも考えるということが背景にありました。しかし、そのことは、今までの審議を通じて明らかになりましたように、閣議決定からもなくなつておるし、今回の法律案は四つに分かれて提案されているわけですから、審議会の議論を見てみましても、このことは、全くそのプロセスはない、中間項がない決定であるといふふうに思われるわけであります。

そこで、これから年金經營に深い関係がある、そういうことから、今までの審議を通じまして公的年金一元化について明らかになつた点は、第一、基礎年金の導入ということで、今度三段階のロケットと言いましたが、五十八年の改正とことしの四月二十四日の国民年金統合、そして今回の六百万人を対象とする四共済の改革、こういうことで制度上の一元化の措置は一応のめどといふか、ここで制度上の問題は終わつた、そういうふうに考えられるわけであります。

坦と給付のバランス、官民格差の解消、こういう問題については、給付の条件である開始年齢を含めて、負担と給付と開始年齢、これはセットになつておりますが、その改善については、制度の一本化とは別に内容的な整備を行うというのが一元化の内容ではないか。

○大原委員 農林大臣、文部大臣にも聞きたいところですが、これからどういう一元化への展望を持つてやるのかということなのですが、これはお答えになりますか——これは後で時間がありますから……。

公的年金二元化の構想につきましてはやや明らかになりました。それで経過は總理大臣、こういうことなんです。

昭和五十二年に社会保障制度審議会が建議いたしました「全年金下の新年金体系」という建議がございまして、五十四年にそれを補完しておりますが、その間ずっと国会から立法の専門家として私も出ておりまして、非常にまじめに勉強いたしておりました。他の党からも、国家公務員からも、出ておられましたが、それ以上に私は勉強した、こういうふうに思っております。

大体大蔵次官とか厚生次官等も皆出ておるわけ
であります、が、顔を出したことはないわけですよ
ね。そんな者が、内閣直属の建議権のある社会保障
制度審議会で決定をいたしました事項について十分踏まえないと議論をするということは、私はおま
けしからぬと思いますが、そのことの議論はおま
ります。

は、つまり基本年金は国際基準に従つて税方式、つまり保険で取つても税金で取つても同じですかう、これはおどといも村上参考人、終始政府に協力いたしました日本团体生命の人も言つておりますが、同じですから、その基礎年金、基本年金によくさわしい財源は何かということで議論をいたしました。国際的な立法例、カナダとかスウェーデン

デンとかオランダ、ベルギー、フィンランド、ノルウェー、その他——イギリスは変わりまして、所得割で、定額保険料なんか取つていなければ、税方式で取つていいわけですけれども、そういう立法例を参考にいたしまして、最低保障の画面金を税方式で導入いたしまして、そしてその二階は負担と給付についてそろえるという目標を

やりながら、組織上は三階の補完年金を加えまして、非常にバラエティーのある答申をいたしております。

たわらであります。しかし、今度の基礎年金構想は、最初はぼつと二階も全部布袋を一緒にするという議論やに思われておったわけがありますが、それがだんだんと

と、質疑応答いたしましたように、議論の過程の中でも、審議会の答申の中では、分化をいたしてまいりました。

ですから、この問題については、一階は保険料式をとっているわけですから、できるだけ自主的に、かつ有利に運用されるといふことが今の流れでございますし、大蔵大臣は直ちに御答弁にならぬかどうかわかりませんが、厚生年金の四十数兆円の積立金を当てにして財政投融资をやるといううことは、戦後のどさくさのときはまた別といたしまして、制度といたしまして議論するときには、年金支給に際する年金額を決める場合に、この

金改革に支障をかるような賄投の適用としきりに
は誤りでございまして、民間資金もあるわけですが
から、利子補給その他を通じまして財投計画をつくる
ればよろしいということになるわけですから、
私は、この公的年金一元化の展望の第四といいたい
まして、やはり積立金の自主管理を中心とする制度
について考え方直すべき、政策転換をすべき時期
ではないかというふうに思います。これは担当者

臣もなかなか言いにくいし、総理大臣もなかなか言いたくないかと思うのですが、竹下大蔵大臣が白識を持つてひとつ見解を述べてもらいたい。

○竹下国務大臣 今、大原さんおっしゃいましちょう、第二の予算と言われる財投というものがござります。今日まで果たしてきた役割は、私はそれなりに評価すべきものであると思っております。そして、

その財源として郵便貯金のほか厚生年金資金を立てさせていただいておる、それは原則的に申しますならば、言ってみれば國の信用において集めかたものは一元化、そして安全、確実、有利ということが好ましいという考え方から、今日までそのような運営をしてきておるわけであります。そしてこれは諸般の審議会等からいたしましても、一二

化がもつともであるという御意見もちようだいをいたしております。しかしまして別の審議会から、有利運用の問題も提起されておるところであります。そして今年度は、厚生省から、予算概算の要求時点におきまして、これの運用問題についてのいわば要求がなされておるわけであります。したがいまして、この問題につきましては、もとより要求権を否定するものでもございませんので、今後予算編成の段階を通じて慎重に両者で協議、検討を続けていく課題だというふうに考えております。

○大原委員 公的年金の一元化の問題につきましては、一応今までの経過を踏まえて、以上で終わらいたいと思います。

次の問題は、基礎年金の再検討の問題であります。

これは参議院の国民年金法等の審議の最終段階においておきました、費用負担の問題等含めまして基礎年金の検討については、異例のことであります。が、附則で法律修正をされておるわけでございます。これは衆議院の討議を踏まえてやつておるわけであります。

私は考えますけれども、今の共済四法案の審議の段階は厚生年金の法律案の審議の段階とは違いますが、五十八年、國家公務員共済組合の財政調整をつくりました。それが第一段ロケットと言いましたが、第二段ロケットは国民年金がピンチになりましたが、第二段ロケットは国民年金がピンチになりましたから、厚生年金と統合いたしまして基礎年金を導入いたしまして援助した。これはすと公益委員として、学識経験者として協力いたしました橋本司郎氏も、通つた後の段階で言っておるわけでございまして、講演をいたしておりました。これはひとつジャーナリストとしてのちよびり良心がある。それ以外は余り良心がない、と言いませんが、ちょっとびりある、こういうことでございます。

それで第三段階として共済年金の四法案をやつておる、それに基礎年金を導入するわけですか、全体の審議を見通しまして、基礎年金といふこと

化がもつともであるという御意見もちようだいをいたしております。しかしま別の審議会からでは、有利運用の問題も提起されておるところであります。そして今年度は、厚生省から、予算概算算定要求時点におきましてこれの運用問題についてのいわば要求がなされておるわけであります。したがいまして、この問題につきましては、もとより要求権を否定するものでもございませんので、今後予算編成の段階を通じて慎重に両者で協議検討を続けていく課題だというふうに考えております。

○大原委員 公的年金の一元化の問題につきましては、一応今までの経過を踏まえて、以上で終わらいたいと思います。

は国会審議を通じて明らかにしなければならぬと思ひます。

これはしばしば議論いたしましたように、時間を持たせんが、第一は、国民年金は六千二百円、七百円、六千八百円といふに定額保険料でどんどん上がるわけですが、定額保険料というのは所得再配分の機能はないわけですから、上方の弁護士さんとかお医者さんとかいうふうな、語弊があるかもしれません、そういう人々は、老齢年金だけの計算でございましたならば民間の個人年金に入った方がいいわけです。計算しておるわけですから、みんな計算書を持つてずっと回つておるのであります。ですから、これはどんどん国民年金加入から脱落をいたします。所得の低い人は免除が増大するし、あるいは滞納者が増大するし、都会においてはつかまえ切れない所在不明者が増大いたしまして二十数%、沖縄等は四十数%の保険料を払わない人ができておるわけです。それを厚生年金、共済年金の基礎年金で援助しようとしている。厚生省は嫌いますけれども、橋本氏も明確にそのことが目的であつたといふに言つておる。ですから、定額保険料というのは、村上参考人その他も言つておりますように世界じゅうにないわけですから、これは税方式を導入いたしまして、所得の再配分で最低保障の基礎年金にふさわしい年金をやらないと無年金者が続出するということになることは明白ですから、これに対する認識を私は年金担当大臣から聞きたいのであります。

もう一つは、これは認識です、対策は別ですよ、法律事実は別です、その次です。

もう一つは、来年の四月一日、今第一線ですつと準備を進めておる中で非常に困つておるのは、第三号被保険者の確認業務という問題です。第三号被保険者というのはサラリーマンの無業の妻であります。その確認事務をどうしてやるのかといふことをめぐりまして、非常にたくさん行政費をかけておるのであります。これは、総務局長官もお

見えになつておると思うのですが、一千億円を超えるのじゃないかと私は思つています。そういう矛盾した制度をやるために、例えば国民年金でございましたら一人一人、個人年金、民間の年金と同じようになつておるといふべきですが、文書だけではだめだということになつておるわけです。物すごい事務費を使っておるわけです。

その上に、確認事務は無業の妻でございまから、妻に所得の変動があつたり、夫に職場の変動があつたり、あるいは夫婦関係に変動があつたり、あるいはどこかに愛人ができたり、そういうふうにいたしまして、事実上の結婚関係は非常に複雑ですから、そういう問題の確認をこれから二十歳から六十年までの四十年間にわたつてできない。これは保険料を納めた者が給付を受けるという保険方式に反するではないか。夫の所得から保険料を取るのは、所得において取るのですから合理的ですよ。ですから、もう一方の妻の方との関連がないものですから、確認事務の困難があるわけであります。

ですから、今のは基礎年金の制度というものは、私どもが言うように段階的に——村上さんも言つております。これは今後の課題といふところで、全国の年金の専門家の間で講演しております。三分の一の国庫負担を新しい税方式等も考えながら、税方式で二分の一にしていく、だんだんと上げていくということをやらないと、年金の安定も無年金の解消もできない、こういうふうに言つておるわけございまして、そういう認識を厚生大臣あるいは年金担当大臣はお持ちであるかどうかが、その認識の問題だけについて見解を聞きたいと思ひます。

○増岡國務大臣 基礎年金につきましては、私どもは、保険料負担とのバランスを考慮して妥当な水準であるというふうに考えておるところでございますがけれども、法改正の附則に、基礎年金の水準や費用負担のあり方等についてもつと幅広い観点から検討を行えといふ御趣旨の修正をいたしましたら一人一人、個人年金、民間の年金と

は、今後情勢の推移等を見通した検討を行わなければならぬと考へておらまして、次の財政計算期の昭和六十五年度までを一応のめどとして再計算をしたいと思つておるわけでござります。その財源につきましては、国庫負担でという御意見でござりますけれども、現在国庫負担は基礎年金の三分の一となつておるわけでございまして、それをふやすということは、極めて厳しい財政状況のもとではなかなか困難と言わざるを得ないと思つております。

なお、御提案につきましては、我が国の公的年金制度は從来から社会保険方式で運営しており、定着しておりますこと、もう一つは、新たに巨額の税負担を課すということについて国民の合意が得られるかという問題がある等、現行方式によることが妥当であると考えておりますけれども、一つの有力な御提案であることは間違ひございませんので、今後の検討課題といたしたいと思つております。

○大原委員 大体、厚生大臣は同じ広島県ですから、余り声を大きめうせぬわけですが、あなたの声は余りに小さ過ぎる。しゃんとしなければダメですよ。

それはそうとして、しゃんとするのは、厚生大臣としてはもちろんですが、年金担当大臣としてしゃんとしてもらわなきゃ。設置法を改めて、年金担当大臣の機能を私どもが言つておるよう、これはどこかで竹下さんも言つておられたかな、厚生大臣というようなことを兼務しないでおいて、例えば国土庁長官などといふうなものを、開職ではありませんが、やつておいて、ふきわしい人が年金担当大臣をやるということで、各省庁との関係なしにやはり主導的な見解を出すようにしなければ、年金改革などといふうな非常に幅広い大きな問題の解決はできない。これは中曾根総理大臣の怠慢であると私は思うわけです。今の認識にいたしましても、破れレコードがぐるぐる回つておるような同じ音しか出さない。官僚の作文しかやらぬ。もつてのほかである。後ろ

おる役人、役人といふのは二、三年間やればもう次へ出世するのですから、決まつたことを何とか大過なくやろうといふようなことであつて、改革などといふようなことはできやせぬ。それを政治家が決断してやるのが行政改革なのです。あなたがやつてゐる行政改革は誤りであつて、そういう行政改革をやらなければならぬ、そういうことですね。

ですから、別えば免言の中でこういうことがあ

○中曾根内閣総理大臣 税金化しようというお考
え、かねてから承つておるところでございまし
て、これも一つの御見識であると思います。
しかし、今まで長い間、我が国におきましては、
給付と負担という保険という概念でやつてまいり
まして、そのように変えることに国民がなじむか
どうか、つまり税というものに対する感覚と保険
金というものに対する感覚が非常に違うわけでござ
ります。(大原委員「そんなことはないよ。それ
は間違いだ」と呼ぶ)私は違うと思うのです。そ
ういう意味において、税と言ふと、ややもすると
何となしに官僚的な、取られてしまうという印象
を持つておる。保険金の場合は、自分に返つてくる
ものを安全保障のために今出しておくんだ、そ
ういうふうな自助努力的な印象があると思うので
す。そういうような心理的な微妙なところをどう

いうふうに処理すべきものかなと、私はとつおいつ考えておるのでございまして、確かに一つの御見識であると思いますが、慎重に検討させていただきたいと思う次第であります。

○大原委員 非常に時間が惜しいのですが、老人保健法の問題にいたしましても、保険料の上に拠出金を取るわけですよ。どんどん取っているわけですよ。保険料はなんどおると言つているであります。自分が納めた保険料で相互扶助をするという考え方を出て、税金化して拠出金をどんどん取つてあるんだよ、勝手な基準を設けて。つまり場当たりのじつま合わせを今やつてあるんですよ。だから、そういう問題は、保険料と税負担の問題を整理をして、高齢化社会に対応する年金や医療をどう考えるかということを考えなければならない。それが行政改革である。簡単に総理大臣の御答弁をいただきまます。

○中曾根内閣総理大臣 まあ制度でござりますから、いろいろやつておる間に付加すべきものも出てきたりあるいは削減すべきものも出てきたり、いろいろ調整するということはあり得ると思うのであります。それが長年月にわたって非常に動脈硬化したり、あるいは著しい不公平を呼ぶとかそういうような状態になれば当然改革すべきであると思いますが、現在のような情勢のもとにおきましては、私は、やむを得ないやり方ではないか、そう思う次第です。

○大原委員 外国では、保険方式をとっているのはイギリスだけです。イギリスは非常にジグザグがついて今でも混乱しているのですが、苦労いたしました点は、保険料を所得に応じて取つているのです、自営業者等でも。つまりそれは再分配の機能を発揮させておるんですよ。定額保険料なんということはないですよ。上がれば上がるほど低所得者階層は脱落する仕組みであることはこの数例の中で示しておるのです、この間数字の資料を出したましたが。そういう矛盾を放置しておいたら、年金 자체が崩壊するということですよ。これも指摘をしておきます。

各論的な問題ですが、職域加算の問題につきまして今までしばしば議論がございました。千分の一・五を千分の二にすることは、厚生年金とのバランスを考えましてもバランスのとれた問題であると私どもは考えておりますけれども、この修正要求を出しておりますが、いかがお考えでありますか、お答えをいただきたいと思います。

○門田政府委員 様お答え申し上げます。

職域部分につきましては、御指摘のように、国家公務員等の特殊性ということで千分の一・五という年金設計を行つてあるところでございます。この水準につきましては、いろいろと御議論があるところでございますが、私どもいたしましては、民間における企業年金の態様、実態も参考にいたし、しかしながらまた、その実態は非常に千差万別でございましたので、公務員の特殊性あるいはこれを負担します組合員の負担の水準を勘案いたしまして今日の水準にいたしておりますところでございまして、当面はこれが妥当なものであると考えております。

○大原委員 次は、報酬の算定基礎の問題です。これは、地共審は満場一致で本俸掛ける補正率でいく。国家公務員の方も、被保険者側は一致をいたしまして、NTTやたばこを含めまして本俸が基準としては非常にそろつておるし、それに対して補正率を掛けるということは諸手当を現実に加算をする標準報酬制よりも妥当であるという意見であります。ですが、これに対する見解を伺いたいと思います。

○門田政府委員 御指摘のように、国家公務員等共済の場合には標準報酬を算定基礎とする、地方公務員共済の場合には本俸に対しまして補正率を乗じていく、こういう考え方方に立っております。これは、地方団体の場合には非常に数もたくさんございまして、その手当も区々であるという問題

がござりますが、国家公務員等の場合にはそういう問題はございませんし、かつまた、国家公務員等共済には、今回民営化いたしました日本たばこあるいは電信電話といったものも含めて考えていかなければならぬということございまして、相當実情が違いますので、私どもとしては非常に慎重な議論を尽くしたわけでございますが、この際、年金一元化の観点からも、厚生年金に合わせまして標準報酬制を採用するという考え方を立てたわけでございます。

○大原委員 それは国家公務員共済年金の今までの経過の説明でございましたが、地方公務員共済は満場一致で本俸掛けの補正率。これは普通二五%と言われていますが、いろいろな例を見まして、非常におかしいと思われることも報酬制にはあるわけですから、この問題は、私どもは引き続いだ修正を要求いたしたいと思います。

既裁定のスライドについてはどういう見解であるかということにつきまして、私どもの主張は述べませんけれども、御見解を伺いたいと思います。

す。

引き続いだ、職域年金に対する懲戒処分は、職域年金部分の保険料は労使がファイフティー・ファイフティーで負担しているのですから、掛金に至るまで懲戒処分の対象にするということはおかしいわけです。社会保障するためにずっと今まで日本は恩給から進んできたわけですし、今度の制度もその方針ですから、この問題に対しまして、引き続いだ関係大臣から見解を伺いたいと思います。

○門田政府委員 お話、二点ございました。一つは、既裁定年金の問題でございますが、今回の改正是、既裁定年金のうちで厚生年金に類似しましたが、いわゆる通年方式により算定されております年金は從前どおり、それから一般方式の方は通常方式に裁定がえられました。その額は保障いたしましたが、新方式で計算した額になるまではスライド停止。こういう考え方でやつておるわけでございます。これは、新方式を超える部分といいますのは、何といましても、今後の若い世代の

者が年金受給いたしましたときには手に入れることのできない部分でござりますので、従前額は保障しながら段階的にそういう調整をしていくことが適当である、こういう考え方でございます。

もう一点、懲戒処分等による給付制限のお話でございますが、これも大変御議論をちようだいいたしました。この点につきましては、その具体的なところは政令で定めることになつておりますので、それらの御意見を参考にいたしまして今後政令案を検討してまいりたいと考えております。

○大原委員 特定消防について一言質問いたしました。

つまり、五十五歳を六十歳定年にしておるのでありますが、しかし今は五十五歳であります。警察の場合も、あるいは防衛庁の場合もそうなんですかれども、五十五歳の特例を認めている。一般の方は全部六十歳で実際上年金受給をしているわけですね。そういたしますと、特に消防のよろんな場合は、五十五歳を超えたならばはしごの上に上がったりするのは危ないのでないかということがありますから、この問題については、財源問題とあわせて特例措置を考えるべきではないかという議論がずっと続いたわけですが、これについて政府の考え方を簡単に御答弁いただきます。

○古屋国務大臣 消防職員の支給開始年齢を六十歳に引き上げることにしておりますが、五十五歳

支給を維持すべきではないかという先生の御質問でございます。六十歳に引き上げることにいたしましたのは、定年の年齢が本年三月三十一日から六十歳になる、もう一つは、五十五歳支給を維持するとの要望もございまして、なお消防職員が六十歳まで安んじて勤務ができるというようなものでございまが、また消防職員の監督責任者の全国の組織であります全国消防長会からも、六十歳にされたい

といふように消防職員の掛金率が一般的の職員に比較して高くなる問題があるというようなものでございま

すが、また消防職員の人事交流の推進等の条件整備にも努力してまいりたいと思います。

○大原委員 最後に一問、四分の一カットの問題

につきましてはしばしば議論されたとおりですが、この問題あるいは賃金スライドの問題や併給調整の問題、恩給絡みの問題等議論いたしてまいりましたが、結論的に申し上げます点は、私の

後の方等にも譲りたいと思ひますけれども、この審議を通じまして、連合審査を通じまして終わったわけではないのでございまして、四法案の審議が終わるまでに懸案の問題につきましてはそれをの委員会あるいは各政党間におきまして修正の努力を続けたいと思います。それに対応する政府も十分態度をとつてもらいたいと思いますので、それに対する態度をお聞きいたしまして、終わりたいと思います。

○竹下国務大臣 いつも申し上げますように、種々検討を重ね、御提案申し上げたものを原案どおり通過成立させていただきといたこと、これはまさに願うところでござりますが、現実問題といましまして、各党間等で、政令部も含めいろいろ御議論をいただいておるということは私どもも承知をいたしております。したがつて、その結論の推移を今見守つておるのが現状でございますが、結論に対してはその都度慎重に検討を続けて対応しなければならぬという考え方は基本的に持つております。

○大原委員 終わります。

○古屋国務大臣 消防職員の支給開始年齢を六十歳に引き上げることにしておりますが、五十五歳

支給を維持すべきではないかという先生の御質問でございます。六十歳に引き上げることにいたしましたのは、定年の年齢が本年三月三十一日から六十歳になる、もう一つは、五十五歳支給を維持するとの要望もございまして、なお消防職員が六十歳まで安んじて勤務ができるというようなものでございまが、また消防職員の監督責任者の全国の組織であります全国消防長会からも、六十歳にされたい

といふように消防職員の掛金率が一般的の職員に比較して高くなる問題があるというようなものでございま

すが、また消防職員の人事交流の推進等の条件整備にも努力してまいりたいと思います。

○大原委員 最後に一問、四分の一カットの問題

につきましてはしばしば議論されたとおりですが、この問題あるいは賃金スライドの問題や併

給調整の問題、恩給絡みの問題等議論いたしてまいりましたが、結論的に申し上げます点は、私の

後の方等にも譲りたいと思ひますけれども、この審議を通じまして、連合審査を通じまして終

わったわけではないのでございまして、四法案の審議が終わるまでに懸案の問題につきましてはそれをの委員会あるいは各政党間におきまして修正の努力を続けたいと思います。それに対応する政府も十分態度をとつてもらいたいと思いますので、それに対する態度をお聞きいたしまして、終

わりたいと思います。

○竹下国務大臣 いつも申し上げますように、種々検討を重ね、御提案申し上げたものを原案どおり通過成立させていただきといたこと、これはまさに願うところでござりますが、現実問題といましまして、各党間等で、政令部も含めいろいろ御議論をいただいておるということは私どもも承知をいたしております。したがつて、その結論の推移を今見守つておのが現状でございますが、結論に対してはその都度慎重に検討を続けて対応しなければならぬという考え方にはそのほか

論がずっと続いたわけですが、これについて政府の考え方を簡単に御答弁いただきます。

○古屋国務大臣 消防職員の支給開始年齢を六十歳に引き上げることにしておりますが、五十五歳

支給を維持すべきではないかという先生の御質問でございます。六十歳に引き上げることにいたしましたのは、定年の年齢が本年三月三十一日から六十歳になる、もう一つは、五十五歳支給を維持するとの要望もございまして、なお消防職員が六十歳まで安んじて勤務ができるというようなものでございまが、また消防職員の監督責任者の全国の組織であります全国消防長会からも、六十歳にされたい

といふように消防職員の掛金率が一般的の職員に比較して高くなる問題があるというようなものでございま

すが、また消防職員の人事交流の推進等の条件整備にも努力してまいりたいと思います。

○大原委員 終わります。

○古屋国務大臣 消防職員の支給開始年齢を六十歳に引き上げることにしておりましたが、五十五歳

支給を維持すべきではないかという先生の御質問でございます。六十歳に引き上げることにいたしましたのは、定年の年齢が本年三月三十一日から六十歳になる、もう一つは、五十五歳支給を維持するとの要望もございまして、なお消防職員が六十歳まで安んじて勤務ができるというようなものでございまが、また消防職員の監督責任者の全国の組織であります全国消防長会からも、六十歳にされたい

といふように消防職員の掛金率が一般的の職員に比較して高くなる問題があるというようなものでございま

すが、また消防職員の人事交流の推進等の条件整備にも努力してまいりたいと思います。

○大原委員 最後に一問、四分の一カットの問題

につきましてはしばしば議論されたとおりですが、この問題あるいは賃金スライドの問題や併

給調整の問題、恩給絡みの問題等議論いたしてまいりましたが、結論的に申し上げます点は、私の

後の方等にも譲りたいと思ひますけれども、この審議を通じまして、連合審査を通じまして終

わったわけではないのでございまして、四法案の審議が終わるまでに懸案の問題につきましてはそれをの委員会あるいは各政党間におきまして修正の努力を続けたいと思います。それに対応する

政府も十分態度をとつてもらいたいと思いますので、それに対する態度をお聞きいたしまして、終

わりたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 国鉄の経営並びに年金の

両方の問題につきましては、さまざまの原因があ

りますが、もちろん政府においてもその一半はあると私は考えておりますが、一番大事な点は、労使が懸命になって国民の期待に沿うような経営あ

るとは運営を行うというポイントにおいていささ

か足りないところがあつたのではないか、そう考

えるのでござります。国鉄というものは国の財産であり、国民の財産でありますから、その財産を預かっているものとして、そういう管理責任と申しますが、責任感がなければならぬと思っておりま

す。それがいろいろな事情によりまして、例え

ばモータリゼーションの普及であるとかそのほか

のいろいろな事情によりまして、現代的な環境下に置かれつつある。それに対する迅速な対応

が怠られていたという面もあるのだろうと思いま

す。そういう意味におきまして、ただいま官房長官がお答えいたしましたような考えに立つて、こ

れに対する対策を講じようと考える次第です。

○柴田(弘)委員 今回の統一見解は一步前進であ

るということは私も評価をいたしますが、ところ

どころ玉虫色であるという批判も私は甘んじて受けなければならぬ、こう思います。

そこで、この「六十一年度中に結論を得」とい

うことでござります。「国鉄の自助努力と国負担を含め、諸般の検討を加え」ということでござ

いますが、私もかねがね申しておりますように、審議会等で指摘されておりますように、検討を加

えます。「國の負担」あるいは「国鉄の自助努力」、こういふように統一見解が示されたわけ

であります。私は、まずこの赤字を国鉄の自助

努力、資産の売却等によってどれだけカバーでき

るか、その後、これを国の責任はどう明確化して

いかという視点がなければならぬ、こういうふ

うに考へておるわけであります。その辺のところを、こういった見解を出される総理の根底にある御認識というものについて、簡潔にお伺いしてお

きたいと思います。

〔越智委員長退席、今井委員長着席〕

○中曾根内閣総理大臣 お聞きいただきましたことなども十分念

頭に置きまして、広い角度からよく検討いたしま

してこれを進めていくようにならなければなりませんと私は考えておりますが、一番大事な点は、労

使が懸命になつて国民の期待に沿うような経営あ

るとは運営を行うというポイントにおいていささ

か足りないところがあつたのではないか、そう考

えるのでござります。国鉄というものは国の財産

であり、国民の財産でありますから、その財産を預か

かっているものとして、そういう管理責任と申しますが、責任感がなければならぬと思っておりま

す。それがいろいろな事情によりまして、例え

ばモータリゼーションの普及であるとかそのほか

のいろいろな事情によりまして、現代的な環境

下に置かれつつある。それに対する迅速な対応

が怠られていたという面もあるのだろうと思いま

す。そういう意味におきまして、ただいま官房長官がお答えいたしましたような考えに立つて、こ

れに対する対策を講じようと考える次第です。

○柴田(弘)委員 今回の統一見解は一步前進であ

るということは私も評価をいたしますが、ところ

どころ玉虫色であるという批判も私は甘んじて受けなければならぬ、こう思います。

そこで、この「六十一年度中に結論を得」とい

うことでござります。「国鉄の自助努力と国負

担を含め、諸般の検討を加え」ということでござ

いますが、私もかねがね申しておりますように、審

議会等で指摘されておりますように、検討を加

えます。「國の負担」あるいは「国鉄の自助努力」、

こういふように統一見解が示されたわけ

であります。私は、まずこの赤字を国鉄の自助

努力、資産の売却等によってどれだけカバーでき

るか、その後、これを国の責任はどう明確化して

いかという視点がなければならぬ、こういうふ

うに考へておるわけであります。その辺のところを、こういった見解を出される総理の根底にある御

認識というものについて、簡潔にお伺いしてお

きたいと思います。

〔越智委員長退席、今井委員長着席〕

○中曾根内閣総理大臣 お聞きいただきましたことなども十分念

頭に置きまして、広い角度からよく検討いたしま

してこれを進めていくようにならなければなりませんと私は考えておりますが、一番大事な点は、労

使が懸命になつて国民の期待に沿うような経営あ

るとは運営を行うというポイントにおいていささ

か足りないところがあつたが、現時点ではということは、将来六十年度以降はそういうように考えられる、こうい

うように私は受け取つておるわけであります。理論的には考へられ

るが現時点では考へておかなければならないと私は思

います。その辺どうなんですか。これはやはり

これが今回の統一見解は、六十五年度以降も「速や

かに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置

いたします。」ここには「番大事なところでありま

すが、この場で絶対に厚生年金と他の共済制度

の支援を受けないと明言できるのかどうか、これ

はもうはつきりしておかなければならぬと私は思

います。その辺どうなんですか。これはやはり

これが今回の統一見解は、六十五年度以降も「速や

かに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置

いたします。」ここには「番大事なところでありま

すが、この場で絶対に厚生年金と他の共済制度

ほど拝んで感謝した、こういう話をよくいたしましたので、とかく議論の焦点がそのような方向に行かかと思つておりますが、先ほどお答えいたしましたとおり、そういう意味において理論的にはあります。それでございますが、現在それを念頭に置いて物を進めていくという考え方はございません。

○柴田(弘)委員 総理、どうですか。

○中曾根内閣総理大臣 大蔵大臣と同じでござります。

○柴田(弘)委員 この辺も本当に不明確なんですよ。どんな審議の場でやるのか、いつからやるのか、六十五年度以降はどうするのか、この辺が不明確のままのこの統一見解については私も不満である。こういうように考えております。

もう一つ国鉄問題で、やはり公的年金制度に対する信頼感というものを確保するという意味から、私は、こういった統一見解というものを本改正案の条文に明記をしたらどうかという考え方を持つているのですが、この辺については大蔵大臣どうなんですか。

○竹下国務大臣 ちょっと正確に理解をしがねました。が、國鉄共済の問題はまさにこれから問題でございます。私も法律の専門家ではございませんが、法文の中へ書き込むということにはちょっと違います。私が法律の専門家ではございませんが、法文の中へ書き込むということにはちょっと違います。私も法律の専門家ではございませんが、法文の中へ書き込むということにはちょっと違います。私が法律の専門家ではございませんが、法文の中へ書き込むということにはちょっと違います。

○柴田(弘)委員 私どもはそういう考え方だということをお伝えをしておきます。

そこで、今回の共済年金の改正は、やはり官民格差の是正ということを根本にいたしまして、厚生年金並みに持つていくというのが一つの基本になつておるわけあります。ところが、従前の共済年金の受給要件または給付水準が厚生年金より不利になつているものがあるわけありますので、これを国の社会保険水準である厚生年金並みに引き上げる必要がある、こんなふうに考えておられます。

そこで、一つはスライドの問題であります。

厚生年金の場合に準じて、国民の生活水準に著しい変動が生じた場合のほか、賃金にも著しい変動が生じた場合には速やかに年金額改定の措置が行われるべきである、こういうように考えておるわけであります。この辺はどうなんですか。

○竹下国務大臣 いわゆる政策改定を行う場合には、今御指摘なさいました賃金要素というものは十分考えられることであろうというふうに思つております。

○柴田(弘)委員 もう一つは、障害年金と遺族年金の取り扱い。共済年金は、組合員期間が六ヵ月以上一年未満で障害者となつたりあるいは死亡して遺族になつたりした場合に障害年金あるいは遺族年金が支給されていない過去の障害者等についても、改正法施行以後、従前の厚生年金の場合に準じて障害年金あるいは遺族年金を支給するようすべきであるというように考えております。

先般の我が党中央委員の連合審査の質問に対し、掌握が難しいと当局は言つたわけですが、私どもは本人があるいは遺族の申請の申し出があつたものに限つて、しかも、施行後五年なり十年なりといふ日ちを切つて、年限を切つてやれば、そういう不安も解消するのではないか、こういうふうに思つてゐるわけがありますが、この辺についての対応をお聞かせをいただきたい。

○竹下国務大臣 これも既に議論のあつたところでございますが、共済年金と厚生年金につきましては、経緯、沿革等の違いから、基礎給与のとり方、年金額の計算方式、それから支給開始年齢等々、さまざま面で相違がござります。今回の改正では、将来に向かつてはその相違につき解消することとしておりますが、経過措置期間中は、支給開始年齢等においてなお差異が存続するわけあります。

御指摘の現行の遺族年金及び障害年金の支給要件、これら共済年金の場合は組合員期間等が一年以上であることが必要とされておつて、厚生年金の場合は、被保険者等の期間が六ヵ月以上あれば一応支給要件を満たす、そのためには、この点で共

済年金の方が相対的に見て不利な扱いとなつております。この点は、今回の改正では、共済年金の一年以上という要件は必要としないように措置しておられます。支給要件について改正後の厚生年金に比較し不利という問題は、この点については解消されただし、過去の該当者、ここところが一番御指摘なされておる点でございますが、過去にさかのばつて事実関係を正確に把握するということはやはり困難ではないかということでの前もお答えをしたわけでございます。(柴田(弘)委員「技術的な問題だよ」と呼ぶ)極めて技術的な問題とおっしゃいましたが、そういう範囲に入ろうかと思うのであります。したがつて、今後の検討課題にとりあえずはさしていただかなと、もし私、間違った答弁してはいけませんので……。

○柴田(弘)委員 ひとつ申請制度等も含めて検討してください。

そこで、国鉄の問題ですが、基礎年金ですね。

趣旨にかんがみて、基礎年金に対する公的負担、これは、今後の民営化というものを考えるならば、国庫負担相当分といつものは国が負担してはいかがですか、このような考え方を持っていますが、これも一つの大きな問題としてひとつ大臣お考えをいただきたいと思います。

○竹下国務大臣 恐らく民営に移管されましたNTTそれから日本たばこ会社、あの際の措置のことをお聞かせをいただきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 各党の樽俎折衝を見守つてしまひたいと思います。もちろん、与野党まとまります。政府はこれに応ずるものでござります。

○柴田(弘)委員 では、終わります。

○坂口委員長 次に、坂口力君。

○坂口委員 わざかな時間でございますので、總理のみに御質問をさせていただきたいと思いま

す。

○今井委員長 御承知のとおり、年金というのは息の長いものでございます。したがいまして、国鉄の問題も、六十四年までの当座の問題よりもむしろ六十五年以降の問題が非常に大きな問題だと思います。し

たがいまして、今回統一見解が出されましたが、その六十五年以降のことにつきまして非常に大き

な問題を残しておると思うわけでございます。こ

の六十五年以降のことにつきまして少しお聞きを

たいと思います。

○柴田(弘)委員 それから人事院總裁、先般の質疑において、いわゆる職域年金相当部分を含めて公務員の年金水準が適正であるか否か、国家公務員法第七条、第八条、これは国家公務員の年金の憲法とも言われているわけであります。これによつてしっかりと調査をして、結果を国会の方にも御報告いただきたい、こう思いますが、御確約いただけますか。

先ほどもお話を出ましたが、今後これを政府の援助もしくは国鉄の自助努力だけにゆだねていくのか、それとも他の年金グループがこれを救済するのか、あるいはまだその両方か、そういう方法が残されていると思います。私は分割・民営化が行われるかどうか、これはこれからの問題でございますけれども、もしそういうことになつて大改革が行われるということになれば、その分につきましてはこれは政府の方が今後見ていくといふ仮定の上に立てば、年金の一元化、統合化という過程の中で見ますと、他の年金グループが国鉄と同じになつていくことは決して悪いことでないと思つてゐる実は一人でございます。しかしながら、そうした前提を抜きにして、国鉄の今抱えておりますところの負債をそのままにしてそして一本化しようというところに問題があるわけでありまして、そういう意味から今後のことについてお聞きをするわけでございますが、とりわけ厚生年金が今後救援のグループにもしも入つていくと仮定をいたしますと、厚生年金の現状とそれから現在の共済年金の現状とをもう少しバランスをとつておく必要がある、地ならしをしておく必要がある。

と申しますのは、今度一元化の方向に一步を踏み出しましてある程度方向性が一致してまいりましたけれども、例えば共済年金でございますと、

今共済年金に入つておみえになる方がおやめになりましたとして、そして二度目のお勤めに出られるといふときに、いわゆる減額支給がござります。そのときには、共済年金でござりますと、六百万円未満の場合には減額されないといふことござりますが、厚生年金でござりますと年額百八十万、このぐらいを超えるともう全部カットされてしまふならば、その以前の問題としてそうした問題をぜひひとつの整理をしていただいて、そして厚生年金の側から、アリとキリギリスではないけれども、キリギリスの方は調子のいいときには大盤振

る舞いをして、調子が悪くなつたときに助けてくれるのはたまらないというような声が起ころういうふうに思うわけでございまして、その点についての総理の見解をお聞きをしたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 その点は非常に重要な問題でございますが、ひとつ慎重に検討させていただきたい、そう思います。

○坂口委員 私が申しますことは御理解をいただけだと思います。

それでもう一つここでお願いをしておきたいことがございます。それは財投の問題でございまして、この話をいたしまして大蔵大臣は苦い顔をされるわけでございますが、きょうは大蔵大臣にはお聞きをしないことにいたします。

先ほど総理は、年金と保険料というものは違うということをおつしやいました。自助努力的なものがこの保険料には含まれているということをおつしやいました。私も、その御意見はそのとおりだ、こう思ひます。ところが、現在厚生年金の保険料として集められたものが財政投融資にすべて回されておりまして、自主運用というものが全く認められておりません。もし仮に、これも仮定の問題でござりますが、将来厚生年金が、国鉄共済救援のためにそこに入つていくということであるならば、その以前に財投の問題もぜひ決着をつけなければならぬ問題ではないだらうか。

厚生年金の保険料を払つておみえになる皆さん方には、これは自分たちのものだ、税金とは違うんだ、こういう考え方がござります。ですから、どうしてもでき得る限り確実かつ有利な運営が必要である。現在確実に運用されているかどうかも体確実な方向で今までやられてまいりましたけれども、有利な条件で運用されてきたとは言いがた

いわけでございまして、これは厚生省の側に自主運用のための研究会が生まれました。そして研究をしておみえになります。

○中曾根内閣総理大臣 〔今井委員長退席、越智委員長着席〕

そして、大蔵省の方にも理財局長さんのところで研究会がございまして、ここで研究をしておみえになる。理財局長さんはいかにして資金を

運用していくかということについて大蔵省を中心にしてどうやつていくかということを話し合いを

しておみえになりますし、厚生省の方は厚生省で、自分たちでどうするかということをお考えになつてある。一つの内閣の中でばらばらの研究会をおやりになつてあるというふうに思えてならないわけあります。この問題は、これらの金融自由化の状態も含めましてどうしても解決をしなければならない問題でござりますが、政府として、大蔵省なら大蔵省だけとか厚生省なら厚生省だけでこれはするということではなくて、国民から預かりました年金資金を有効に運用するという意図からいきまして、どうしても一本化した、財投そのものをどうするかという考え方の中での研究会が必要ではないか、かように考えますが、御意見を伺いたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣 財投問題といふものは親しく論ぜられてきたところでございますが、厚生年金にいたしましても、国の公的信用というものが背景にあつて安定しておるというものもありまして、そういう意味においては公的性格もかなりあるわけでござります。ですから、いろいろな角

度からこの問題は検討する必要がござります。来年度の問題については、予算編成が近く迫つてま

りますが、その機会に決着を見るように、内閣

として一体になつて取り組みたい、そのように考えております。

○坂口委員 私も、今までの財政投融資の功績といふものを否定するものでは決してございません。大きな成果を上げてきたと思いますが、その内容は、今申しましたように多くは貯蓄であり、保証はあるのでしょうか。

○竹下国務大臣 国権の最高機関たる国会に政府の統一見解として述べたという、これがまさに保証であると思います。

○米沢委員 この統一見解によりますと、一段構

して國の方にすべてお任せをしたものでございま

す。それだけに、全体とは申しませんが、やはり一部は自主運用をすることによって国民の皆さん

の期待にこたえることができるのではないだろうかと思うわけであります。

○中曾根内閣総理大臣 研究会といふそういう形にはこだわらずに、要するに内閣として一体と

してこの問題を解決するように対処したいと思っております。

○坂口委員 研究会といふそういう形にはこだわらずに、要するに内閣として一体と

してこの問題を解決するように対処したいと思っております。

○中曾根内閣総理大臣 研究会といふそういう形にはこだわらずに、要するに内閣として一体と

してこの問題を解決するように対処したいと思っております。

○坂口委員 研究会

るというような方法論も入つておるのか、それともほかに「国の負担」、例えば臨時に不足の分だけ何らかの格好で負担してあげるというような形での国庫負担のやり方を考えておられるのか、それはどうですか。

○竹下 国務大臣 そこで私が理屈のつくものは、と、こう言つてゐるわけでございますが、いろんなことが念頭にないわけじゃございませんけれども、やっぱり他共済等、広く言えば国民全体から理解が得られるような形でないといけないものでござりますから、今のところ理屈のつくようなものからと、こう申しておるわけでございます。

○米沢委員 国民の理解のつくものといえば、逆にそれが出したくないというような方向に動くくなる気がするんだけれども、そういうことです。
か。

連帯に至るまでは双方で、おまえの方は今まで自分のセクションの中で経営が悪かつたじゃないかとかよかつたじゃないかとか、そんな意見もたびたび懇談会等で私も聞かされてきたことは事実であります。最終的には連帯の合意に達したんですね。したがつて、そういう運び方も含めて、やっぱり国民の理解を得る必要があるんじゃないかなというふうには思つております。

○米沢委員 厚生大臣 国が国庫負担を決意した以上、厚生年金も支援のグループに入つてもいい

○増田國務大臣 私からそうううと申し上げ
　　ようなことを言うたように新聞は書いてあります
が、こんなことはないですね。

○米沢委員 終わります。

○正森委員 先ほどの政府統一見解を伺います
と、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ、国鉄
の自助努力と国の負担を含め諸般の検討を加え、
支払いに支障を生じないようにするというようにな
りましたが、まず第一に、国鉄の自助努力とい

中には、国鉄当局だけでなしに国鉄の従業員なり〇Bも含んでいるんでしょうか。

○竹下国務大臣 恐らく正森委員は、国鉄の自助努力、私が示しております財産処分とかいう問題のほかに、〇Bとか現職とかいう人のいわゆる

保険料の引き上げとかあるいは給付の引き下げとかあるいは月給そのもののカットとか、そこまで別として、そんなこと今まで含むんじやないかということの懸念から御質問でござりますが、御指摘の点は本問題を解決する上で重要な項目でありますので、十分検討しなきやならぬ問題といたします。

追加費用は昭和三十一年以前の恩給及び日洋ですが、こう言つておるのであります。例えば国鉄の年金財政が非常に困難になりましたのは、公経済局担当部分及び追加費用と言われるようなものを国鉄が全部負担したということが大きな原因であることは御承知のとおりであります。こう言つております。

乗る者、たばこを吸う者、電話をかける者が、本來国が負担すべき年金の二割くらいの分を、なぜ自分たちの電話代や自分たちの切符代やあらたばこ代で負担しなければならないのか。それは不公平であるということを国共審の会長も言つておられるのです。

時代の給付に対する負担金である。鐵道院や鐵道省の時代に、他の官庁と同様に國家が職員に対して約束した恩給等の給付の義務を国鉄が継承したものと云える。よく云われる満鉄引揚げなど、戦時の応召による外地鉄道期間や軍人期間等もこの中に含まれている。これらの給付は

国鉄共済の負担にはなっていないが、国鉄財政にとつて大きな負担となつていてる訳である。こういうふうに書きまして、この「義務を継承すること」とは極めて困難なことである。」これらの追加費用負担の全額もしくは一部妥当な負担金額を超えるものは当然国庫が負担して然るべきものであろう。」こういうように国鉄共済の担当者が論文を書いておるんです。それだけではございません。國家公務員共済組合議会の会長、共済組合連盟の会長でもあります。

今井君が論文を書いたことは、筆者自身の経験からして、必ずしも今井君の意図したところではない。しかし、筆者自身がこの論文を書いたときには、必ずしも今井君の意図したところではなかった。筆者は、この論文を書くときに、必ずしも今井君の意図したところではなかった。筆者は、必ずしも今井君の意図したところではなかった。

单肩りし 特定会員の公企体を公認者として
れに負担させても、それなりに根拠があつた。
だがいまはちがう。労働管理ではなく、社会保
障だからである。社会保障となると再び記述が

点となるから、どうしても税から賠わなければ、理屈は通らない。新日鉄や日立、日銀から納める税金で支弁しておきながら、鉄道、煙草電話の利用者だけに、この特別な負担がかかる

とは、どうあつても不公平であつて承服しかねない。財政再建の時代であつても、この筋は改るべきである。

わたって通つていいくのじやないかなというふうに私は考えております。

○正森委員 立法化を含めてというところに気がなるのですけれども、我々は国鉄の民営化を認め立場にはございませんけれども、この国鉄経営形態の動向を勘案しというのは、民営化というような重要な変化もあり得るということを考慮した統一見解だらうと思います。

この国銀行金庫政の歴史というのは、財政調整期間というと昭和六十四年まであるのですね。六十二年四月には民営化するのですね。そうします

○正森委員 旧国鉄といふ観念もありますから、それはいろいろお考えになるでしょうし、旧国鉄勘定の分を国庫負担も含めてどういうぐあいに理するかというような見解もあろうと思いますしかし、仮に国鉄が六十二年四月に民营化して言えば、民营化された国鉄の財産なのですですからそれについて國がおまえの財産を売つてどうさせよというような法律をつくるとがあるは強するということは道理にも合わないし、極めて難ではなかろうかという疑問を申し上げておき

されませんが、そういうことは間違いないと思うのですね。総理の念頭にどういうことがあるかわかりませんが、国民の皆さんに對してそのことは済まないことだ、申しわけないことだということだけはどうも念頭にないのじゃないかといふような感じがして仕方がないのですが、一体どういうふうに国民に、おわびということになるのか、申しわけないという気持ちをお持ちかということだけ伺つておきたいと思います。

○中曾根内閣総理大臣　国鉄が年金問題も含めまして今日のような事態になつたことは、甚だ遺憾として

○**田中(恒)委員** 私ども公的年金一元化を目指す各種共済年金法の審議を進めてきたところでありました。

○**江田委員** あらかじめの委員長の許可をいただきまして、後の一分間も一緒に使わせていただきました。

○**質問を終わります。**

○**越智委員長** 田中恒利君。

と、仮に民営化した国鉄に、過去のいろいろなものについておまえの財産を売つ払つて、財政調整計画にもない負担を払わせるというような法律は果たしてつくることができるのでしょうか。電話を例にとつてみても、民営化してしまえばその最高の意思の決議機関は株主総会であり、あるいは執行機関は取締役会であると思いますが、いかに国の権力があろうとも、六十一年度中はともかく六十二年四月以降の国鉄に、共済がだめになってしまったからおまえの財産を売つ払つて、民営化されても六十四年までこれの負担を財政調整期間で決まっておるものよりもさらにたくさん負担せよ、こういう法律をつくって国鉄に強制する

時間でござりますので、總理に一言伺います。
國鐵の職員や〇Bは今までさえ他共済に比べて
常に重い負担を負うておるわけですから、初め
この自助努力の中にはそれをさらに悪化させる
とは含まない、こういうことを御答弁願えるで
ようか。それ伺つて質問を終わりります。

○中曾根内閣總理大臣 やはり自助努力といふ
らには、労使一体になつて効率化を行い、合理
を行い、國民の納得するような努力をしていた
くことである、こう思います。

○正森委員 非常に不満な答弁ですが、時間で
から終わります。

○越智委員長 江田五月君。

○江田委員 もう時間ですから總理は結構ですが、他の大臣も、國鉄に限らず年金問題がこうやつて全体として給付を下げる、負担を上げる、開始年齢をおくらせるということにしなければこれらの展望が開けないことになつておるという、それはだれに責任があるということじやないかもしないけれども、私たちは責任がだれかにあると思いますが、しかし、そういう責任問題を越えまして、やはり今の事態でこういう国民の皆さんの期待を裏切ることになつていてこの所見を大蔵大臣と厚生大臣に伺つておきたいと思います。

ます。私は農材年金制度を担当してまいつたわけではありませんが、内容でよくわからないところがまだいろいろとたくさん残っているわけでありますので、若干御質問させていただきます。

最初に、百二国会で基礎年金の水準の問題、負担のあり方の問題について法律改正がなされたわけですが、この点につきましては先ほど大臣からも御質問がありましたが、もう少し明確に、いつまでに、どこで、いつから政府の方でこの問題について検討をされていくのか、この点を、厚生大臣と思いますが明確にひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○増岡国務大臣 国年法の改正に際しまして、甚

○渋田謙 国会の質問時間にも基礎年金が参考になることがあります。どうも瞬間的質問などで、お許しください。

○竹田國務大臣　国鉄問題は別にいたしまして、年金給付が長期に安定するためには国民の皆様方へ御協力くださいという言葉に尽きるのではないか

積年金の水準あるいは費用負担のあり方等につきもと幅広い観点から検討を行われるようにして、この国会修正が行われたわけでございます。私は

鉄なら国鉄に残る点も大変にあらうかと思うのですが、あります。その中にそうしたものも存在しておるのでございましょうし、私は、理論的に言えば、新会社ができ、仮に移行したとしても、いらっしゃる人が共済組合員を継続していくつしゃるわけですから、財産、資産処分等についての話が全く法律的にできないとは思いません。しかし本來は、私の今質問を聞いた限りにおいての現段階での知識の範囲内のお答えになりますが、およよのものが長期債務として残つたものの処分だから、その関係はほとんど生じないと見て、対応できると私は思つております。

国鉄共済への支援について政府統一見解をおしになつたわけですが、どういうものが念頭にいるのか、どうもよくわかりません。しかし、いれにしても頭の痛いことは間違ひない。この国鉄共済に限らず、年金全体がいろいろと問題がある、そして知恵を絞つてこういうとお出しになつた。しかし、どう見ても全体でやはり給付が低くなる、負担がふえる、開始が遅くなる、こういうことは間違ひないわで、その意味では、過去の政府が国民に約束したことなどが裏切られる、国民の期待が打ち碎かれる。打ち碎かれると言うとちょっときついのか

か、既得権の問題は別としましても、期待権の上
うなもののが多少削られるわけでございますから、
その点は、そのことも含めてやはり理解を得る努力はこれからもしていかなければかねと思つております。
○増岡國務大臣　ただいま大蔵大臣がお述べにな
りましたように、長期に安定をして、しかも急速に
に迫る高齢化社会を乗り切るために、給付の適
正化ということはやむを得ない、というふうに思ひます。したがつて、負担の方も旧法に比べますと、
旧法の場合ではピーク時にかなり過酷な負担増がありましたが、それも軽くいたしましたの

もが提案申し上げましたときは、この基礎年金が老後の基礎的部 分を保障するものとして、負担の面とのバランスを考えますと妥当な水準であると考えておったわけござりますけれども、そのような附則の修正がございましたので、さまざま な角度から御論議をいただいたという経緯を踏まえて、今後の経済社会情勢の推移等を見通して検討を行つていかなければならぬ。その際、一応のめどをいたしましては、五年ごとの年金の再計算期がございますので、それが最初のものが昭和六十五年に参るわけでござりますので、一応のめどとして昭和六十五年ということを考えておりま

す。

○田中(恒)委員 この検討に当たっては政府内部で進められるのか、審議会などの意見もお聞きになるのか、諮られるのか。いつごろから、その問題については時期をお示しになる考え方なのか。

○増岡国務大臣 考え方は、政府内部で案をつくらまして審議会にお諮りした上で国会提出ということになろうかと思います。できるだけ早く開始いたしたいと思いますけれども、基礎年金そのものがスタートいたしますのが来年の四月一日でございますので、その後になろうかと思います。

○田中(恒)委員 基礎年金が発足をする四月一日以降速やかに政府内部で検討し、審議会などで諮る、こういうふうに理解をいたします。

[越智委員長退席、阿部委員長着席]

次に、共済組合年金の基礎年金の拠出金は、一応概算予算では八千九十八円。八千九十八円で予算を組まれていらっしゃる。そのうち三分の一は補助金であります。国民年金の保険料は六千八百円である。この国民年金の保険料は、このうち八千九十八円の三分の一を差引きました、五千五百円程度だと思いますが、これは新国民年金の会計に入るわけですね。そういうふうに比例部分があつて職域部分があつて、三段階いくわけでしょう。国民年金は基礎年金部分だけでしょう。なぜこれは比例所得配分といつたような形のものをつくらないのか。この点についての意見が最近たくさん出ておるわけであります。これについては公的年金制度の将来のあり方としてどういうふうにお考えですか。

○増岡国務大臣

国民年金に所得比例部分を導入するということは一つの考え方でござりますけれども、その際問題になりますのは、加入者が多様な業態にわたる被保険者であるということから、所得を公平に把握することができるかどうかといふことに一つ難点があると思います。それからもう一つは、比較的低所得の方々も多いわけあります。

○田中(恒)委員 千六百円でやれるんですか。

○山内政府委員 国民年金に入つておられます一

号被保険者の年金は、大部分といいますか、そのペースが基礎年金でござりますから、これは一号被保険者も含めて拠出された皆さんの費用で賄われるわけでございますが、それ以外の国民年金の固有といいますか、独自の給付は、その保険料の金額あるいはそれの将来の積み立て利益でやれるという計算をしております。

○田中(恒)委員 私はいろいろ問題があると思うますが、細かく指摘いたしません。

ただ、ここで一つ、厚生大臣、国民年金は既に法律は制定しておるわけであります。この国民年金が千六百円程度のもので独自の給付をされる

ということが問題なのであります。各公的年金の一元化と言われた場合に、この国民年金、つまり基礎年金を中心とした国民年金部分になぜ比例所得部分というものができないのか。素朴な国民大衆、一千六百万人の組合員というか関係者、自営業者私は農林水産委員会でございますが、農民とか商売の人とかいらっしゃるわけです。恐らく三万二、三千円の年金だと思うんですね。これをなぜ所得比例年金的なものを二階建て部分として組み立てないのか。

共済年金は基礎年金部分がありまして、その上に比例部分があつて職域部分があつて、三段階いくわけでしょう。国民年金は基礎年金部分だけでしょう。なぜこれは比例所得配分といつたような形のものをつくらないのか。この点についての意見が最近たくさん出ておるわけであります。これについては公的年金制度の将来のあり方としてどういうふうにお考えですか。

○佐藤国務大臣

田中先生にお答えいたします。

今回の改正案におきまして、給付水準の適正化については長期間の経過措置を設けて給付と負担

の公平を図るうとするものであり、世代間の負担の公平に十分配慮したところでござります。具体的には、高齢化のピークを迎える二十一世紀の昭和百年において現行の給付水準を維持していくこととしたならば、現在の掛金率千分の百九でございますが、これが約四倍程度になると推計されており、今回の改正案により給付水準の適正化を図るとすれば相当程度、約四分の一の軽減が図られるものと考えております。

なお、さらに支給開始年齢を六十五歳にするとすれば、その負担率はさらに軽減され、掛金率は千分の二百五十程度になるものと考えております。

大臣は、あり方としては、国民年金もそういう形にしないと厚みが出てこぬわけがありますが、やはりそういう方向で考えなければいけないといふお考えを持っていらっしゃるわけですか。

○増岡国務大臣

私ども考えておりますのは、保険制度として、その中で比例報酬部分が導入できなかどうかということを考えておるわけであります。税方式によりましてはやはり増税という問題がござりますので、なかなか困難であろうと思つております。

○田中(恒)委員 農林大臣、農林年金のことについて若干お尋ねします。

掛金負担の限度はどういうふうにお考えですか。

○佐藤国務大臣

田中先生にお答えいたします。

今回の改正案におきまして、給付水準の適正化

については長期間の経過措置を設けて給付と負担

の公平を図るうとするものであり、世代間の負担

の公平に十分配慮したところでござります。

具体的には、高齢化のピークを迎える二十一世紀の昭和百年において現行の給付水準を維持していくこととしたならば、現在の掛金率千分の百九でございますが、これが約四倍程度になると推計されており、今回の改正案により給付水準の適正化を図るとすれば相当程度、約四分の一の軽減が図られるものと考えております。

なお、さらに支給開始年齢を六十五歳にするとすれば、その負担率はさらに軽減され、掛金率は千分の二百五十程度になるものと考えております。

大臣は、あり方としては、国民年金もそういう形にしないと厚みが出てこぬわけがありますが、やはりそういう方向で考えなければいけないといふお考えを持っていらっしゃるわけですか。

○田中(恒)委員 いろいろと御答弁をいただきま

したが、掛け金の負担率は、世上、政府の言い分は千分の二百四十、西独並みということが一つの目安、こういうふうに言われておるわけですが、厚生大臣はそういうふうにお考えですが。

○増岡国務大臣

私どもは、負担の限度につきま

しては、年金保険の保険料のほかに医療保険ある

いは租税負担等もあるわけでござりますので、こ

れのみを取り出してこれが限界であるということ

を確定することは困難でありますかと思つております。

基準いたしましては、年金制度を設計する

に当たりまして、現役労働者の保険料の負担と、

一方年金を受給する方の給付との均衡を図るとい

うことが肝要ではなかろうかといふに思つて

おります。

したがつて、今回の改正におきましても、現行

制度のままで将来保険料の負担が三倍以上に達

し、限界を超えると考えられますので、給付と負

担のバランスを図るために、給付水準の方を適正化することによって保険料負担を相当軽減する、

そういう考え方でおるわけでござります。

○田中(恒)委員 今回の共済組合改正法は、今い

るいろいろお話をありましたような背景の中で、給付

を切り下げる掛け金を相当大幅に引き上げる。私ど

もの計算では二倍になつたり三倍になつたり、こ

ういうものも出ておるわけであります。

これは大蔵大臣にお尋ねした方がいいと思いま

すが、高齢化体制に入つていく、したがつて、労働力人口はそれほど伸びないが、年金受給者は非

常にふえる、こういうものが一つの背景になつて

おるわけであります。日本の経済が二十年先、三十年先、五十年先、どういうふうな成長をしてい

いくのか。つまりG.N.P.がどんな形で成長してい

くか。特に、その中身は恐らく技術革新を中心とした生産手段の非常な高度化、そういう背景の中で日本経済は高度に発達していくと思う。少なくとも、今日までの成長速度を見る限りにおいては世界一の成長を示しておる。そういう状態を考えた場合に、改めて所得分配というか、国民全体に富をどう配分していくか、こういう問題が課題になると思うのですね。

その場合に、仮にいま、やはり労働の賃金の貢

その割合も、香港などにやむを得ない場合の完全な販賣割合といふところにメスを入れなければいけないと思う。既に先進諸国はそういう方向が現実に出ておるわけでありまして、五、五なんというところはないので、六、四とか七、三、こういう方向が強く出てきておると思うのです。つまり、生産手段が近代化していくわけでありますから、生産手段を私有する企業集団に富が集中していく可能性が非常に強いと私は思う。

○竹下国務大臣　長期的な見通しに立ったお答え
ということになるとなかなか難しい問題でござりますが、今折半の原則、こういうものでやらしていただいておる。特にヨーロッパは、いわゆる退職金部門についての比重がかかっておりますから、それで事業者負担の方が比率が多くなつておる、こういうことも言えるだらうと思いますが、当面の状態の中で、私は、折半というのはそれなりの合理性があるではなかろうか。

今の田中さんのお尋ねですが、今のところ我々が見通すと、人口構造はかなり今まで見通せませんけれども、経済成長率ということになると、まずは八〇年代いっぽいは、よく言います「七、六、五抜きの四、三、二、一」すなわち名目成長がないし七%の間、実質成長が四%程度の間、こう

いうようなことを予測していくますと、その比重を変えなければならぬという環境にはないぢやないかな、こんな感じで受けとめております。
○田中(恒)委員 私は、やはり方向としてはそのことをとらざるを得ないと思いますよ。例えば、ロボットの時代が来るなんて言われておる時代でしよう。どう見てもロボットに保険料を課すといふわけにいかぬと思うのですね。ロボットの収穫高は企業集団の収益増、生産高に入つていくわけですからね。そんなことを考えていきますと、これは先の、「二十一世紀へ向けての話」のことを言つておりますけれども、年金というのは十年、五十年先を考えて保険設計がされておるはずでありますから、そういう意味ではこの際、例えば今度の共済年金の改正法の中でも通算年金部分などというのがある、職域年金、職域加算分がある、そういう部面の中にはせめてそういう要素の掛け率を取り上げる、これが先を見通した、ニューリーダーを自負する竹下さんらしい掛け率の取り上げ方だと思うのですよ。そんなふうに思つておりますが、これは大きな問題ですから……。

いわゆるまさに段階保険方式をとつておりますが、国共済の今後の保険料をどう設定するかといふことは、やはり公的年金制度全体の保険料設定のあり方からして、今後検討していく課題だとうふうに思つております。

○後藤(原)政府委員 ただいま大蔵大臣がお答えになつたようなことでございますが、農林年金につきましては、現在、五年に一度の財政再計算をやつておるところでございますが、従来のルールとそれから今回の中止改正を加味した場合にどうなるかということについて、いろいろ基礎的なデータのとり方も含めまして、今、年金理事長の諮問機関でございます年金財政研究会でいろいろ御検討いただいておるところでございます。この際、今度の制度改正以外の大好きな掛金についての扱いの変更というようなことの作業は現在のことろいたしております。

○田中(恒)委員 農林年金の場合に財政研究会でいろいろやられておるらしいが、その場合に厚生年金の総合保険方式というのですか、こういうもののを取り上げなければやつていけないという議論も出でておるということですけれども、私が承知しておる範囲では、各共済組合年金は今の段階は現在までの修正積立方式でいく、こういふうに聞いておるのですが、農林年金の場合は別なことが考えられるのですか。農林年金だって同じ年金制度で、これは一番大切なところでしょう。

○後藤(原)政府委員 私のお答えがちょっと舌苦らずだつたかもしませんけれども、今先生がおっしゃっているとおりでございまして、従来の財政再計算のときの検討と同じ方式でやつております。ただ、来年度から今御提案申し上げております制度改正がございまして、それも加味して検討をいたしておるところでございます。

○田中(恒)委員 それで、農林年金の場合は今財政方式の再計算期に入つておりますからやつておりますが、五十九年度末の財政検証結果によるところの二十九・三八所要財源率がオーバーしておる、こうしたことになつております。その原因の

大体半分以上が、農林漁業がこういう状態に荒廃しておるものですから職員の数がふえない、こういうことで当初七千人程度予定しておつたのが、数百人しか増加がない、ここに一番大きな原因があるわけです。それから、修正積立方式の採用によるものが十・二三、これも制度、政策によって決められたものであります。だから、二十九・三八の中の二十三・一五まではいわゆる組合員に關係のない形で財源の不足が指摘をされておる。これがもろに掛金の増大にかぶさつてくる、こういう心配を皆さんしておるわけであります。この点については政府としてどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○後藤(慶)政府委員 現在年金財政研究会でいろいろ御検討いただいておりまして、来年の一月なり二月に結論をいただけるということになつておりますのでござりますが、今お話をございましたように、現在の段階で大きづばな見通しといたしまして、不足財源率が大体千分の三十程度となるというふうに聞いております。その中で半分以上と申しませんけれども、確かに組合員の増加の見込みが予想を下回つたということが大きな要因の一つになっていることは事実でございますが、これは遅かれ早かれ現役組合員と退職された方の給付との帳じりを合わせるという意味ではやはり共済組合の中で負担をしなければならない性格のもとでございます。

それから、具体的にどうするのかということでございますが、来年の四月から具体的な掛金率の改定があるのでござりますが、これに今申しましたような數字的に計算をいたしまして出てまいります不足財源率というものにどういった要素を勘案してどのようにその要素を反映させるかといふことは、研究会の結論が出た後に検討をいたすことになります。

いずれにいたしましても農林年金におきまして

は、掛金率の設定につきまして政令で一定の範囲を定めまして、この範囲内で組合会の議決を経て定款で定めるということでございまして、この点につきましては從来と今後も何ら変更はないところでございます。

○田中(恒)委員 この障害年金の在職中完全給付の問題であります。これは今度の給付の一元化の中でも私どもが一番問題にしておるところであります。厚生年金の場合一〇〇%在職給付があるとして、厚生年金の場合は、共済の場合これが所得制限がある。これは厚生年金並みにやつてもらいたいということですが、農林大臣これはどうですか。

○佐藤國務大臣 田中先生にお答えいたします。

今回の農林年金の改正の趣旨は先生御存じのとおりでございますが、農林年金制度が将来にわたりまして長期的かつ安定的に給付が継続できるよう負担と給付の均衡を図るというものでござります。そのためには、給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずることとともに、併給の調整、高額所得者の給付制限等の措置もあわせて行い、給付の合理化を図ることとするとともに、併給

また農林年金制度は、農林漁業団体の職域における共済年金制度として発足した経緯から、従来は農林漁業団体を退職して共済組合の職域を離れた者について年金を給付することとしていたところですが、このような点から、障害年金であっても、同一の職域において給付を受けてなお年金を支給することは他の組合員との均衡からも非常に困難であると考えております。しかしながら、今回の制度改正に当たりましては公的年金制度間の整合性や給付が低い者についての給付の重點化を図る観点もございますし、障害年金については、特に障害者である場合の年金の必要性等考慮して、在職中であっても給付が低い者については一定の年金額を給付することとしております。

○田中(恒)委員 この問題はいずれこの法律改正によって与野党間の一つの大きな問題にならうか

と思ひますので、最後に大蔵大臣に、これもさつきお話をありました、年金の積立金の効率運用であります。

○大蔵大臣 民活ということを盛んに言われておる中曾根内閣であります。が、國民から集めた厚生年金を中心とした積立金は、大蔵省財投が勝手にとは言いませんが、ともかく活用せられていらっしゃる。しかもその額はまことに膨大なものであつて、保険料上からいつて果たしてこれだけのものが、例えは厚生年金は六十年四十五兆円、六十五年八十三兆二千億、七十五年百三十三兆八千億、これに国民年金が加わるわけでありますから、まことに膨大であります。これだけのものは必要ないはずでありますけれども、こういう形で積み立てられておる金をどういうふうに活用していくかといふことを考えないと、年金財政そのものも今後大きな問題にならうかと思いますので、この点についてはいつも問題にされておるところであります。

それから厚生大臣に、この厚生年金が財投部門に回る中で、これは福祉事業団に回る以外は全部財投がやっておるわけありますが、せめて住宅金融公庫の貸し付け程度ですか、やはり加入者に對して直接貸付金ができるようなものをこれからやってやらないと、どうも町を歩きますとこのことは厚生年金の加入者の皆さんは一様におっしゃるわけです。だんだん一元化ということで国民の間にもこの問題についての認識が広まっていくわけありますから、自分たちが積み立てたお金は自分でありますから、自分たちが積み立てたお金は自分たちに有効に使えるという道もこれからどんどん開いていただきたい。このことについて最後に厚生大臣、大蔵大臣から御答弁をいただいて質問を終わります。

○竹下國務大臣 いつもお答えしているようですが、確かにこの財投の有力な原資であつたし、今日もあるわけでございます。その財投のあり方については、世の中の変遷に従いまして、種々工夫を凝らしてきておる。一方、国の信用をもとに集めたものである限りにおいては、安全確

実有利であらねばならぬ、そして公共性を持たなければならぬという側面を持つておりますので、今まで臨調答申とか行革審答申とか、やはり元運用がしかるべきだ、こういう答申があるわけあります。しかし、一方厚生省から今度この問題が概算要求時に要求案件として提出されておる場がそれそれ別々でございますので、便法として年金福祉事業団からそのような融資を行つておるところでございます。今後その方面の充実を図つてしまいたいというふうに考えております。

○増岡國務大臣 厚生年金の場合には加入者の職場がそれぞれ別々でございますので、便法として年金福祉事業団からそのような融資を行つておるところでございます。今後その方面の充実を図つてしまいたいというふうに思つております。

○阿部委員長 加藤万吉君。

○加藤(万)委員 年金関係の閣僚会議が終わりまして、厚生年金を巻き込んだ財政調整の問題が新聞で報道されました。私は、新聞報道でいう言葉で過ごされない実は大変大きな問題だらうといふふうに思うのです。先般の連合審査の際にも、年金の統一、合理化、一元化という問題を提起するならば、年金にかかる壮大なビジョンが政府側から出されて、その中で合意と納得がなければその過程におけるさまざまなる課題は疑心暗鬼と不信感を呼ぶだけですよ、こういう御指摘を私は申し上げました。きょうも大蔵大臣や厚生大臣、それぞれ私は関係ありません、六十五年度以降の問題は白紙です、こういう御答弁ですから、それなりに私は信頼をしたいというふうに思いますが、やはりああいうことが出来るということはそれなりに私は信頼をしたいというふうに思いますが、いわば衣のそからよろいというような感じを率直に言つて厚生年金あるいは他の共済の被保険者は持つのではないでしょうか。

○加藤(万)委員 続いて、これは自治大臣の御意見としてお聞きしたいと思うのですが、六十五年度以降については大蔵大臣は強いて言えば白紙だ、こういうお話でございました。他の年金との調整という問題は、この時期には当然話題として上がつてくる問題であります。この面について自治大臣は関係閣僚会議の中で何か御意見を申し上げたことがございますが、今度のこの政府の統一見解が出るに当たりまして、六十五年度以降については大蔵大臣は白紙と申しましたが、自治大臣は他の共済との関係を含めて何か御意見をお持ちであったでしょうか、それとも大蔵大臣の御答弁のとおりでございましょうか。

○古屋国務大臣 六十五年度以降の問題でござりますが、これは大蔵大臣が言いましたようにまだ私も白紙であります。そういう点は答申等の問題もありますので……。

○加藤(万)委員 恐らく地共済答申も踏まえて対応していきたい、こういう意味であろうと思いますので、確認をしておきたいというふうに思いました。

大蔵大臣、きょうのメモに「支払いに支障のないようになります。」こう書いてあります。先般、大臣もうなづきながら聞いていただいたと思うのですが、今ある四兆七千億プラスこれから発生をするいろいろな問題がありますよ、例えば鉄道公安官について身分の異動が起きますよ、その際には従来の国鉄共済に積み上げてきました共済年金の積立金の移動はしなければなりませんよ、これをまず申し上げました。いま一つは、他の共済に移ったときに発生する年金についても当然今度は国鉄共済で見る、それは国鉄共済は一本で運営するということですから、そこを窓口にして支払う場合にも支障のないようにならなければなりませんよ。すなわち、国鉄の合理化関係で起きてくる解雇されて年金を受ける者と同時に、他の職場に移つていく場合、他の職場に移つてから年金を受給する場合と二つの条件がこれがありますよと申し上げました。大臣の答弁は、たしか私の聞き違いでないとするならばいやその際には給付時において国鉄の共済からどうするかあるいは国的一面でどうするかということを考えてみていいのですよとおっしゃいました。私は、給付時ではなくて、身分の異動からいつ給付になるかもわかりませんから、身分の異動の段階で積立金の移動といふものがなければ地方自治団体は国鉄の整理対象の人々を再雇用することはできませんよ、地方自治体が受け入れる一つの条件としては地方共済に対する国鉄共済からのお金の移動がなければできませんよ、こう質問を申し上げたわけです。さて問題は、この支払いに支障のないようについて、古屋大臣、どうでしょうか。見解をお伺いしたことは、その部分まで含めて検討の対象になつて

おる、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

〔阿部委員長退席、越智委員長着席〕

○竹下国務大臣 私が申し上げましたのは、積立金の移動がある、その移動は、異動時に体についていくものかあるいは給付時で何ら支障のないものかということについては今後の課題として検討をさせていただきます、だから、前提として異動についていきますとということを断定しております。

○加藤(万)委員 私が申し上げましたのは、積立金の移動がある、その移動は、異動時に体についていくものかあるいは給付時で何ら支障のないものかといふことについては今後の課題として検討をさせていただきます、だから、前提として異動についていきますとということを断定しておるわけではありませんが、いずれにせよ、給付に差し支えのない措置をきちんととることで、この積立金の移動は両方の場合が考えられます。

が、今後の検討課題でございます、こうお答えしました。

○加藤(万)委員 自治大臣、この問題は、私が地方行政委員会で御質問申し上げたときも、多分閣議の統一見解が出るだろうから、その際にはこの問題をきちっとしておきませんと、今、後藤田長官からも各自治体でひとつ受け入れをしてほしいわけであります。

○加藤(万)委員 厚生大臣、先ほどうちの大原議員からも御質問がありましたように、やはり年金は、厚生年金、国民年金、それから各種共済年金を含め、いわば所管大臣として将来の一元化に向かう極めて重要なセクションにお座りだと私は思

うのです。

私は先ほど申し上げましたように、やはり日本の年金という体制がどういう方向に向かつていくのか、その中に今まで積み立てられた厚生年金の積立金もあるいはこの基礎年金という制度がどう

いう形で、税の問題を含め、あるいは国民総負担の問題を含めて発展するのかというやや基本的な

ビジョンがなければ、なかなか今個別にある積立金をどうしなさい、こうしなさいという話には入

りにくいし、またるべきではないといふふうに

実は私は思っているのです。どうでしょうか、先ほど六十四年度以降については大蔵大臣は全く白

紙です、こうおっしゃいましたが、非常に重要なセクションであるだけに、厚生大臣の将来の展望について、一元化の展望についてどういうビジ

ョンをお持ちなのか、最後にお聞きをしておきた

いと思います。

○加藤(万)委員 あなたの統一見解の枠がござりますので、その中でいかに将来の年金体制があるべきか

という問題は、そのときの課題としてただいまから勉強をしていかなくてはならないといふうに思っております。

○加藤(万)委員 終わります。

○山原委員長 山原健二郎君

○山原委員長 国の、國といいますか政府の年金制度に対する責任の問題について伺いたいのです。

具体的には年金に対する国庫負担をどうするか

という問題ですが、国庫負担につきましては今回

ようて処理をいたしたいと思っております。

○加藤(万)委員 厚生大臣、先ほどうちの大原議員からも御質問がありましたように、やはり年金は、厚生年金、国民年金、それから各種共済年金を含め、いわば所管大臣として将来の一元化に向かう極めて重要なセクションにお座りだと私は思

うのです。

私は先ほど申し上げましたように、やはり日本

の年金という体制がどういう方向に向かつていく

のか、その中に今まで積み立てられた厚生年金の

積立金もあるいはこの基礎年金という制度がどう

いう形で、税の問題を含め、あるいは国民総負担

の問題を含めて発展するのかというやや基本的な

ビジョンがなければ、なかなか今個別にある積立

金をどうしなさい、こうしなさいという話には入

りにくいし、またるべきではないといふふうに

実は私は思っているのです。どうでしょうか、先

ほど六十四年度以降については大蔵大臣は全く白

紙です、こうおっしゃいましたが、非常に重要な

セクションであるだけに、厚生大臣の将来の展

望について、一元化の展望についてどういうビジ

ョンをお持ちなのか、最後にお聞きをしておきた

いと思います。

○山原委員長 全く、法案を通すときに、利子をつけて返すからということで通したわけでしょう。

○竹下国務大臣 ところが今お聞きしますと、六十年へ延長して、そして今のお答えによりますと、何だかわけがわからぬといふことですね。

○竹下国務大臣 利子はどのくらいに見ておられますか。

○竹下国務大臣 いわゆる運用益をも含めてと、こう申しておるわけでございますが、金利何%と

いうことを今決めておるわけではございません。

いと思うのです。

○古屋国務大臣 今大蔵大臣から答弁されたところではございますが、国鉄の余剰人員を地方団体が受け入れる場合の職員の国鉄在職期間に係る年金給付について、どういうふうにいつどうするかといふ御質問であります。この件は私も先般来御答弁いたしておりまして、私の考えは、追加費用は旧国鉄が負担し、共済期間については資金の移管を行なうべきであるということにつきましたが、これは、今の御質問の趣旨がありますので、私もこの時期の問題については十分大蔵省と話し合いましたが、これについては必ずしも大蔵省と話しておられました。これについては、今御質問のあつたような、地方が困らないよう、今後検討課題でございます。

した後、御協議をいたぐるといふことでございました。

ただ、きょうの統一見解の枠がござりますので、その中でいかに将来の年金体制があるべきか

という問題は、そのときの課題としてただいまから勉強をしていかなくてはならないといふうに思っております。

○山原委員長 たつて四分の一カットいたしております。さらに六十年度に延長しております。これについて利子をつけて返すから通してくれというのが皆さんの

言い分であります。いつから返すんですか。まずこの点を伺いたいのです。

○竹下国務大臣 財政状態、諸般の情勢を見ながら、確実に今おっしゃった線でお返しをいたしました。

○山原委員長 全く、法案を通すときに、利子をつけて返すからということで通したわけでしょう。

○竹下国務大臣 ところが今お聞きしますと、六十年へ延長して、そして今のお答えによりますと、何だかわけがわからぬといふことですね。

○竹下国務大臣 利子はどのくらいに見ておられますか。

○竹下国務大臣 いわゆる運用益をも含めてと、こう申しておるわけでございますが、金利何%と

いうことを今決めておるわけではございません。

昭和六十年十二月九日印刷

昭和六十年十二月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局